

## 受験対策テキスト追加・修正箇所

I. 上巻

P.116 : 3. 安全データシート (SDS) 絵表示追加

(2) 絵表示

SDSでは、9種類の絵表示が決められている。以下にその代表例を示す。

絵表示	概要	絵表示	概要
	可燃性		急性毒性 (高毒性)
	支燃性 酸性化ガス		呼吸器感性 発がん性 生殖毒性
	火薬類 自己反応性化学品 有機過酸化物		急性毒性 (区分4) 皮膚腐食性・刺激性 (区分2)
	高圧ガス		水生環境毒性
	金属腐食性物質 皮膚腐食性 目に対する損傷性		

P.131 : 模擬問題

表1に示す事業場のある年の労働災害の発生状況は、表2のとおりであった。労働災害の指標に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

	区分	平均労働者数	年延労働時間数
表1	事務部門	100人/年	200,000時間
	工事部門	400人/年	800,000時間
表2	死亡災害 1名 休業災害 3名 休業日数 156日 (障害なし)		

- ①この事業場の度数率は、4.00である。(○: 度数率 =  $(4/1,000,000) \times 1,000,000 \text{時間} = 4.00$ )
- ②この事業場の強度率は、7.62である。(○: 強度率 =  $\{ (7,500 + 156 \times 300 / 365) / 1,000,000 \} \times 1000 \approx 7.62$ ) ※ 労働不能日数は、暦日の休業日数 156日に 300日/365日 を乗じて求める。
- ③この事業場の年千人率は、8.00である。(○: 年千人率 =  $4 / 500 \times 1,000 = 8.00$ )
- ④この事業場の度数率は、この年の全産業の全国平均の度数率の約1.5倍である。(×:  $4.00 / 1.61 \approx 2.48$ )
- ⑤この事業場の強度率は、この年の全産業の強度率の約80倍である。(○:  $7.62 / 0.09 \approx 84.7$ )

## Ⅱ. 下巻

### P. 147~148 [施行令]

#### (定義)

第1条 この政令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 アセチレン溶接装置 (略)
- 2 ガス集合溶接装置 (略)
- 3 ボイラー 蒸気ボイラー及び温水ボイラーのうち、次に掲げるボイラー以外のものをいう。
  - イ ゲージ圧力 0.1Mpa 以下で使用する蒸気ボイラーで、厚生労働省令で定めるところにより算定した伝熱面積 (以下「伝熱面積」という。) が  $0.5 \text{ m}^2$  以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 400mm 以下のもの
  - ロ ゲージ圧力 0.3Mpa 以下で使用する蒸気ボイラーで、内容積が  $0.0003 \text{ m}^3$  以下のもの
  - ハ 伝熱面積が  $2 \text{ m}^2$  以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05Mpa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
  - ニ ゲージ圧力 0.1Mpa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が  $4 \text{ m}^2$  以下のもの
  - ホ ゲージ圧力 1Mpa 以下で使用する貫流ボイラー (管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。) で、伝熱面積が  $5 \text{ m}^2$  以下のもの (気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 200mm 以下で、かつ、その内容積が  $0.02 \text{ m}^3$  以下のものに限る。)
  - ヘ 内容積が  $0.004 \text{ m}^3$  以下の貫流ボイラー (管寄せ及び気水分離器のいずれをも有しないものに限る。) で、その使用する最高のゲージ圧力を Mpa で表した数値と内容積を  $\text{m}^3$  で表した数値との積が 0.02 以下のもの
- 4 小型ボイラー ボイラーのうち、次に掲げるボイラーをいう。
  - イ ゲージ圧力 0.1Mpa 以下で使用する蒸気ボイラーで、伝熱面積が  $1 \text{ m}^2$  以下のもの又は胴の内径が 300mm 以下で、かつ、その長さが 600mm 以下のもの
  - ロ 伝熱面積が  $3.5 \text{ m}^2$  以下の蒸気ボイラーで、大気に開放した内径が 25mm 以上の蒸気管を取り付けたもの又はゲージ圧力 0.05Mpa 以下で、かつ、内径が 25mm 以上のU形立管を蒸気部に取り付けたもの
  - ハ ゲージ圧力 0.1Mpa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が  $8 \text{ m}^2$  以下のもの
  - ニ ゲージ圧力 0.2Mpa 以下の温水ボイラーで、伝熱面積が  $2 \text{ m}^2$  以下のもの
  - ホ ゲージ圧力 1Mpa 以下で使用する貫流ボイラー (管寄せの内径が 150mm を超える多管式のものを除く。) で、伝熱面積が  $10 \text{ m}^2$  以下のもの (気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 300mm 以下で、かつ、その内容積が  $0.07 \text{ m}^3$  以下のものに限る。)
- 5 第一種圧力容器 次に掲げる容器 (ゲージ圧力 0.1Mpa 以下で使用する容器で、内容積が  $0.04 \text{ m}^3$  以下のもの又は胴の内径が 200mm 以下で、かつ、その長さが 1000mm 以下のもの及びその使用する最高のゲージ圧力を Mpa で表した数値と内容積を  $\text{m}^3$  で表した数値との積が 0.004 以下の容器を除く。) をいう。
  - イ 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて固体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの (ロ又はハに掲げる容器を除く。) ※ 作業主任者選任は 5 m<sup>3</sup>超過
  - ロ 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの ※ 作業主任者選任は 1 m<sup>3</sup>超過
  - ハ 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの ※ 作業主任者選任は 1 m<sup>3</sup>超過
  - ニ イからハマまでに掲げる容器のほか、大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器 ※ 作業主任者選任は 1 m<sup>3</sup>超過

P. 211 : 5. 特別教育

(特別教育を必要とする業務)

則 36 条 法 59 条第 3 項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

[改編:各号について作表]

No.	業務の内容	教育を要する規模等
1	研削といしの取替え又は取替え時の試運転の業務	
2	動力により駆動されるプレス機械の金型、シャアの刃部、プレス機械・シャアの安全装置・安全囲いの取付け、取外しまた調整の業務	
3	アーク溶接機を用いて行う金属の溶接、溶断等の業務	
4	高圧、特別高圧の充電電路、電路の支持物の敷設、点検、修理、操作の業務、低圧の充電電路の敷設、修理、配電盤室・変電室等区画された場所に設置する低圧のうち充電部分が露出している開閉器の操作	<u>低圧50V以下は、不要</u>

P. 219 : 条文追加

(都道府県労働局長の審査等)

第 89 条の 2 都道府県労働局長は、第 88 条第 1 項又は第 3 項の規定による届出があつた計画のうち、前条第 1 項の高度の技術的検討を要するものに準ずるものとして当該計画に係る建設物若しくは機械等又は仕事の規模その他の事項を勘案して厚生労働省令で定めるものについて審査をすることができる。ただし、当該計画のうち、当該審査と同等の技術的検討を行つたと認められるものとして厚生労働省令で定めるものについては、当該審査を行わないものとする。

2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の審査について準用する。